

## 文学博士中村孝也君の「徳川家康文書の研究」に対する授賞審査要旨

四

本書は徳川家康の名を以て出された公私の文書を収集し、その確実性を検討し、その中から史料的价值のあるもの約三千三百五十通をえらび、それらを原文のまま年代順に排列し、おのおのに詳細な考証と解説とを施し、家康一生の言動はもとより、その時代の政治の動き、社会生活の推移などを明らかにしたものである。

著者はまず「序説」において、家康の家系を尋ね、松平族の成長、松平族党の集団構成、祖父清康、父広忠らの事蹟を述べたあと、家康の出生に及び、以下家康の生涯をその居住地によつて区分し、その間に出された文書を年月日を逐うて列挙するという方法をとつている。

第一篇「流寓時代」は、家康が六歳で尾張に人質となり、また八歳で駿河に人質となり、十九歳まで駿府に在住した時代を取扱う。この間の文書は六通しかない。

第二篇「岡崎在城の時代」は、今川義元が戦死して家康が岡崎城に帰つた永祿三年五月から浜松に移つた元龜元年六月までの十年間である。この十年間に松平氏は新興大名としての組織を整備して、三河一国の統一を完成した。この間の文書は家臣に下した所領宛行状、社寺に下した所領寄進状、禁制などを主として八十通をこえる。また永祿六年七月六日それまでの元康の名を家康と改め、永祿九年十二月二十九日松平姓から徳川の姓に改めた。この改名改姓の日時については古来諸説があつて帰一するところがなかつたが、著者は文書を主なる証拠とし、記録を傍証として、以上の日時を定めている。

第三篇「浜松在城の時代」は、元龜元年六月から天正十四年十二月駿府に移るまでの十七年間である。家康の二十九歳から四十五歳に至る活動期であつて、領土を東方にひろめて、三河・遠江・駿河・甲斐・信濃の五国を領有する近世大名に上昇した時代である。姉川・三方カ原・長篠・小牧など家康生涯の大合戦はみなこの時代のことであるが、とくに天正十年宿敵武田氏の滅亡・織田信長の遭難以後の動乱に乗じて、甲斐・信濃を経略したことは家康の人生に大きな展開をもたらした。したがつて文書も豊富であり、天正十年だけで採録した文書は二百十九通に及んでいる。著者はこのように波瀾に富んだ一年を、出兵・滞在等の期間によつてさらに細分し、家康の動静、周囲の情勢を説くときわめて詳細である。中でも十年から十一年にかけて甲州の諸土に与えた本領安堵状、社寺に与えた所領安堵状の数は莫大であつて、家康が新附の地の統治にいかん苦心したかを如実に示すものがある。

第四篇「駿府在城の時代」は、天正十四年十二月浜松城を去つて駿府城に移つてから天正十八年七月関東移封の定まつたまでの三年八カ月である。この期間は豊臣秀吉の覇権確立時代であるから、家康の動静はさほど精彩をおびていない。しかしこの間に家康は領国支配に心をひそめ、天正十七年から十八年にかけて、領内諸鄉村に対して貢租・夫役等に関する七箇条の定書を下した。これは大名の領国支配の体制を示す史料として貴重なものであるが、著者はこの定書を原本写本にわたつて博搜し、百三十四通に上る数を集め、一覽表を作製している。

第五篇から第七篇に至る三篇は「江戸在城の時代」であつて、天正十八年七月から慶長十二年二月までの十八年間である。そしてこの間は文書の最も豊富な時代であるから、主要な歴史的転機によつて三期に区分し、第五篇は天正十八年の関東移封から慶長三年八月の豊臣秀吉の死去までを取扱う。家康が旧領をすてて北条氏の故地に新しい支配

を確立した時代であり、部下諸將を関東の新領地に分封し、社寺に所領を寄進した文書が多きを占める。

第六篇は慶長三年八月から関ヶ原役の終わった同五年十二月までを対象とする。秀吉死後の政局の動揺に乗じて家康が覇権を確立した時代であり、家康の生涯はもとより日本歴史の推移にとつても重要な意味をもつた時である。中でも慶長五年関ヶ原役前後は家康の多年鍛錬を加えた智能の最高度に発揮せられた時であつて、その一年各方面に出した文書は二百六十通、とくに七、八、九の三カ月間外様大名に出したもので百七十九通に及び、戦略よりも政略に重きをおいた彼の意図を示している。また著者は家康文書のみならず、事件をめぐつて重要な働きをした徳川秀忠、黒田長政、井伊直政、吉川広家などの書状をも集録し、戦前戦後の情勢の解明につとめている。このように重大な事件に関連しては、家康文書だけでなく、家康にあつた文書、周囲の人々の往復書状なども集録して、事件の解明に資していることは、本書の一つの特色である。

第七篇は慶長六年正月から同十二年二月家康が江戸から駿府に移つた時までを取扱う。この間を將軍就職前、將軍在職中、將軍退職以後の三期に区分し、一年をまた小区分して文書を集録すること例のごとくである。文書はその種類が豊富になり、書状系統のもの、知行、交通に関するものは従来と同じであるが、あらたに寺院法度、外国との往復文書、貿易船関係のものが加わっている。

第八篇「再び駿府在城の時代」は、慶長十二年二月から家康の歿する元和二年四月までである。この期間の文書は前期を受けついで、交通、知行関係のほか、寺院法度、外国との往復文書、渡海朱印状などの量が増している。

以上をもつて本文を終えるが、なお補遺文書として校正中に発見せられた諸文書百数十点を集録し、日光東照宮に

蔵せられる家康の任官叙位に関する口宣案、宣旨も全部を収め、ほかに異国渡海朱印状一覽表、異国往復文書一覽表、寺社公武等諸法度一覽表、伝馬掟朱印状集など、諸表を作製して研究者の便に供している。

およそ古文書集の編纂は、収集・鑑別・考証・解釈・綜合の困難な諸段階を経なければならず、高度の学識と不屈の努力とを必要とする。ことに歴史を動かした偉大な個人を中心とする古文書集の編纂は、日本において未だ試みられたことはない。著者は敢然この事業に当たり、数十年の拮据研究の末に、ついにこの大著を完成した。これよつて時代の指導者徳川家康の人格形成の過程、覇権確立の経過が正確に跡づけられ、近世初頭動乱期の政治、經濟、社会の情勢が明確詳細に描き出された。今後この時代の研究に従う者にとつては不可欠の基礎的史料が整備せられたといふことができる。本書の学界に対する貢献は博大であつて、著者の功績は高く評価せられてよいと信ずる。